

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和4年2月24日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
79	2月24日（木） 午後4時30分～	<ol style="list-style-type: none">市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）新型コロナワクチン接種について ワクチン接種事業について、追加接種（3回目接種）の現況について、別紙のとおり報告がありました。また、小児（5歳～11歳）のワクチン接種について、3月14日（月）に接種券を送付することなど、実施スケジュール等について決定いたしました。なお、3月13日（日）に予定している集団接種については、接種券到着前の3月1日（火）から電話申込みができます。（別紙2）
80	3月4日（金） 午前8時40分～	<ol style="list-style-type: none">市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）まん延防止等重点措置の期間延長にかかる対応について ※ 東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を確認したうえで決定 まん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴い、3月7日（月）から3月21日（月）までの期間、東京都が令和4年3月4日付で発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（別紙2）に基づいて対応することとしました。なお、公共施設等の利用制限（開館時間の短縮等）は原則としてありません。新型コロナワクチン接種について ワクチン接種事業について、追加接種（3回目接種）や小児（5歳～11歳）のワクチン接種の現況等について、別紙3のとおり報告がありました。

- | | |
|--|---|
| | <p>4. 新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針について
市の公共施設において施設利用者又は従事する職員等
が感染した場合の公表方針について、別紙4のとおり報
告がありました。</p> <p>5. 保育施設における臨時休園の判断目安及び公表の方針に
ついて
保育施設における臨時休園の判断目安及び公表の方針
について、別紙5のとおり報告がありました。</p> |
|--|---|

令和4年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和4年2月24日（木）（午後4時30分～）に、第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 新型コロナワクチン接種について

ワクチン接種事業について、追加接種（3回目接種）の現況について、別紙のとおり報告がありました。また、小児（5歳～11歳）のワクチン接種について、3月14日（月）に接種券を送付することなど、実施スケジュール等について決定いたしました。なお、3月13日（日）に予定している集団接種については、接種券到着前の3月1日（火）から電話申込みができます。（別紙2）

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

別紙1

【令和4年2月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	
新たな患者数	104	139	208	205	200	151	176	120	177	254	204	182	127	129	134	102	210	172	173	143	80	110	111					
患者数の累計	5068	5207	5415	5620	5820	5971	6147	6267	6444	6698	6902	7084	7211	7340	7474	7576	7786	7958	8131	8274	8354	8464	8575					
退院等者数の累計	3801	3890	3997	4004	4213	4362	4513	4640	4797	4913	5009	5221	5433	5640	5799	5955	6091	6206	6417	6645	6857	7017	7108					
入院・療養中の患者数	1267	1317	1418	1616	1607	1609	1634	1627	1647	1785	1893	1863	1778	1700	1675	1621	1695	1752	1714	1629	1497	1447	1467					

【令和4年1月】

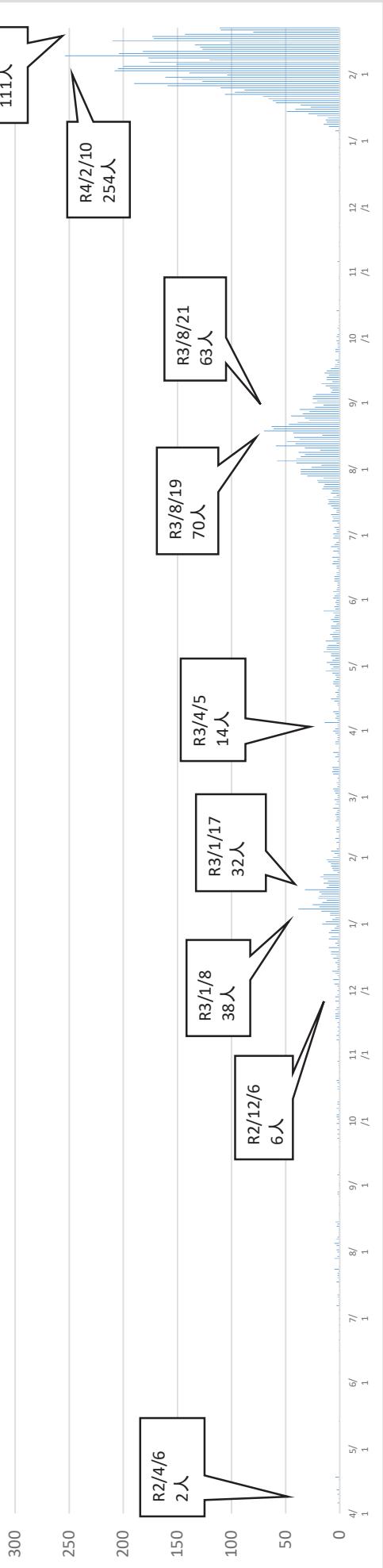
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(祝)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	
新たな患者数	0	1	0	0	1	4	1	10	15	12	13	11	21	29	49	41	27	36	59	62	66	71	106	97	88	110	159	190	127	146	161
患者数の累計	3251	3252	3253	3257	3258	3268	3283	3295	3308	3319	3340	3369	3418	3459	3486	3522	3581	3643	3709	3780	3886	3983	4071	4181	4340	4530	4657	4803	4964		
退院等者数の累計	3250	3250	3250	3250	3250	3251	3251	3252	3252	3252	3252	3255	3258	3263	3271	3281	3291	3297	3311	3320	3333	3349	3379	3414	3430	3451	3488	3556	3623	3683	
入院・療養中の患者数	1	2	2	3	6	7	16	31	43	56	65	85	111	155	188	205	231	284	332	389	447	537	604	657	751	889	1042	1101	1180	1281	

【令和3年12月】

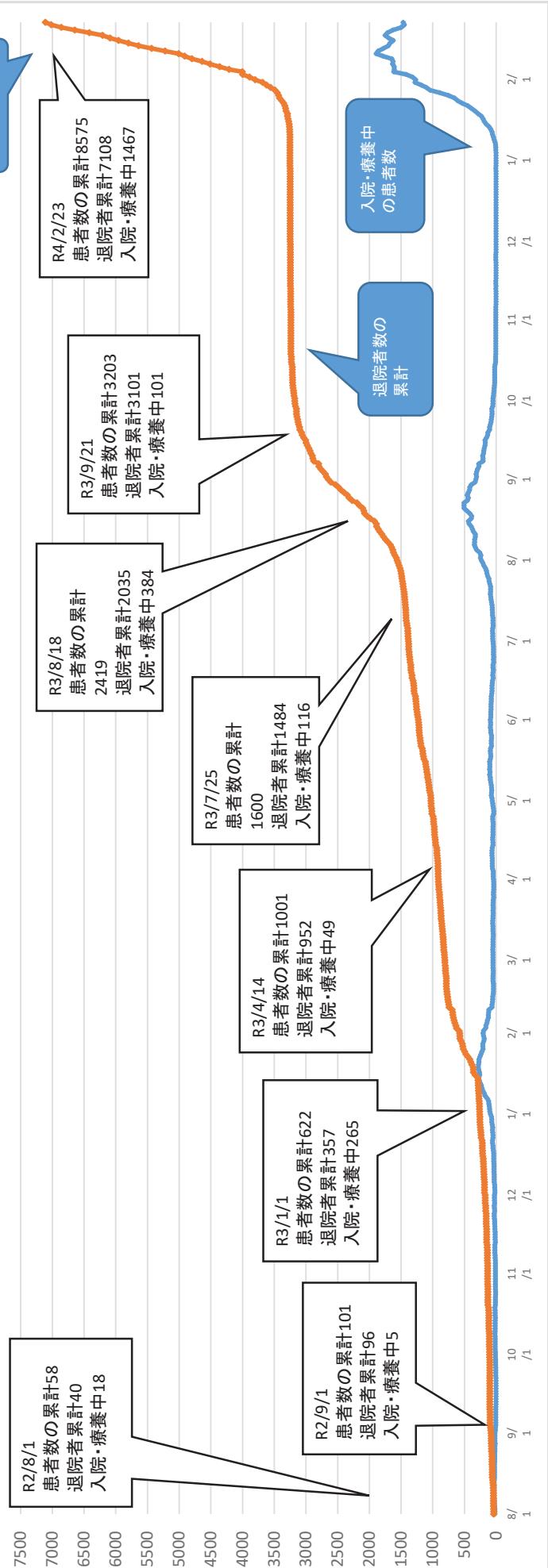
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	
新たな患者数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
患者数の累計	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3248	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3250	3250	3250	3250	3250	3250	3250	3250	3251	3251	
退院等者数の累計	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3247	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3249	3250	
入院・療養中の患者数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※1月31日に東京都から陽性者の人数の修正が発表され、立川市は12月25日付の1名が取り下げになりましたので、累計数の修正をしております。

感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R4年2月



感染者数(累計、退院等者数、入院・療養中者数) R2年8月～R4年2月



新型コロナワクチン接種について

I 接種実績（初回・追加接種） ※令和4年2月21日（月）現在

	対象者数	接種回	接種人数	接種率
65歳以上の方	45,506	1回目	42,152	92.6%
		2回目	41,966	92.2%
		3回目	14,806	32.5%
12～64歳の方	121,515	1回目	103,928	85.5%
		2回目	102,678	84.5%
		3回目	5,823	4.8%
確認中	—	1回目	1,033	—
		2回目	923	—
		3回目	51	—
全体	184,577	1回目	147,113	79.7%
		2回目	145,567	78.9%
		3回目	20,680	11.2%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいた数値で、実際の数とは2週間程度のタイムラグがある。

【参考】市独自集計接種実績（追加接種） ※令和4年2月21日（月）現在

	対象者数	接種回	接種人数	接種率
65歳以上の方	45,506	3回目	約28,500	62.6%
12～64歳の方	121,515		約7,300	6.0%
全体	184,577		約35,800	19.4%

※市構築の予約システムの予約実績より抽出（予約システムを通じて市内医療機関、集団接種会場において予約登録し、接種をすでに終えた方の合計）。医療従事者を除く。

○65歳以上の方・・・予約システムを通じて予約した方（1/20～2/14）：27,500名

高齢者施設入所者：1,000名

○12～64歳の方・・・予約システムを通じて予約した方（1/20～2/14）：7,000名

消防・警察、自衛隊等：300名

II 追加接種（3回目接種）

1 追加接種予約状況（令和4年2月21日時点）

	全体	ファイザー社	武田/モデルナ社
接種券送付対象者数	約98,000人	—	—
追加接種可能枠数	約63,000枠	27,000枠	約36,000枠
既予約数	約50,500人	27,000枠	約23,500人
予約率	80.2%	100.0%	65.3%

※予約期間：令和4年1月20日～3月7日までの集計

2 追加接種に利用するワクチン種別と供給量（令和4年2月14時点）

ファイザー社	約 79,000 人分
武田/モデルナ社	約 80,000 人分
合計	約 159,000 人分

※令和4年4月初旬までに供給予定のワクチン数

3 集団接種（予定）

接種会場	日程	時間
立川市役所	26（土）、27（日） 3月5（土）、6（日）	土曜日 14:00～17:00
ホテルエミシア東京立川		日曜日 9:00～12:00 日曜日 13:00～16:00
女性総合センター	2月28（月）～3月18（金）土日除	18:00～21:00

III 小児（5歳から11歳）接種

1 対象者

新たに5歳になる幼児から11歳の児童

※1回目の接種後12歳になった場合であっても1回目と同様小児用のワクチンを接種

2 対象者数と接種予約数推測

年齢	対象者数	接種率予測	対象者数
5	1,454	50%	730
6	1,549	55%	860
7	1,487	60%	900
8	1,518	65%	990
9	1,469	70%	1,030
10	1,480	70%	1,040
11	1,548	75%	1,170
合計	10,505		6,720

※接種枠必要数（想定）：6,720×2回＝13,440（回）

3 接種方法

当初は市役所等で集団接種を実施。その後、市内小児科医療機関等で個別接種を予定。

※集団接種（看護師による予診票確認、2年生以下と3年生以上の接種場所区分を予定）

4 接種券送付

送付予定日：令和4年3月14日（月）

5 集団接種実施日程（予定）及び対象者数想定

	時間		対象者数想定	会場
3月13日（日）	午前	午後	600名	市役所302会議室
3月26日（土）		午後	300名	市役所302会議室
3月27日（日）	午前	午後	600名	市役所302会議室
4月3日（日）	午前	午後	600名	市役所302会議室
4月16日（土）		午後	300名	市役所101会議室
4月24日（日）	午前	午後	600名	市役所302会議室

※3月13日（日）に予定している集団接種の申込は、接種券到着前のため電話受付とする。

令和4年3月7日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和4年3月4日（金）（午前8時40分～）に、第80回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ まん延防止等重点措置の期間延長にかかる対応について

※東京都の「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を確認したうえで決定。

まん延防止等重点措置の期間が延長されたことに伴い、3月7日（月）から3月21日（月）までの期間、東京都が令和4年3月4日付で発表した「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」（別紙2）に基づいて対応することとしました。なお、公共施設等の利用制限（開館時間の短縮等）は原則としてありません。

○ 新型コロナワクチン接種について

ワクチン接種事業について、追加接種（3回目接種）や小児（5歳～11歳）のワクチン接種の現況等について、別紙3のとおり報告がありました。

○ 新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針について

市の公共施設において施設利用者又は従事する職員等が感染した場合の公表方針について、別紙4のとおり報告がありました。

○ 保育施設における臨時休園の判断目安及び公表の方針について

保育施設における臨時休園の判断目安及び公表の方針について、別紙5のとおり報告がありました。

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

別紙1

【令和4年3月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	
新たな患者数	144	129	157																												
患者数の累計	9307	9436	9593																												
退院等者数の累計	7995	8120	8225																												
入院・療養中の患者数	1312	1316	1368																												

【令和4年2月】

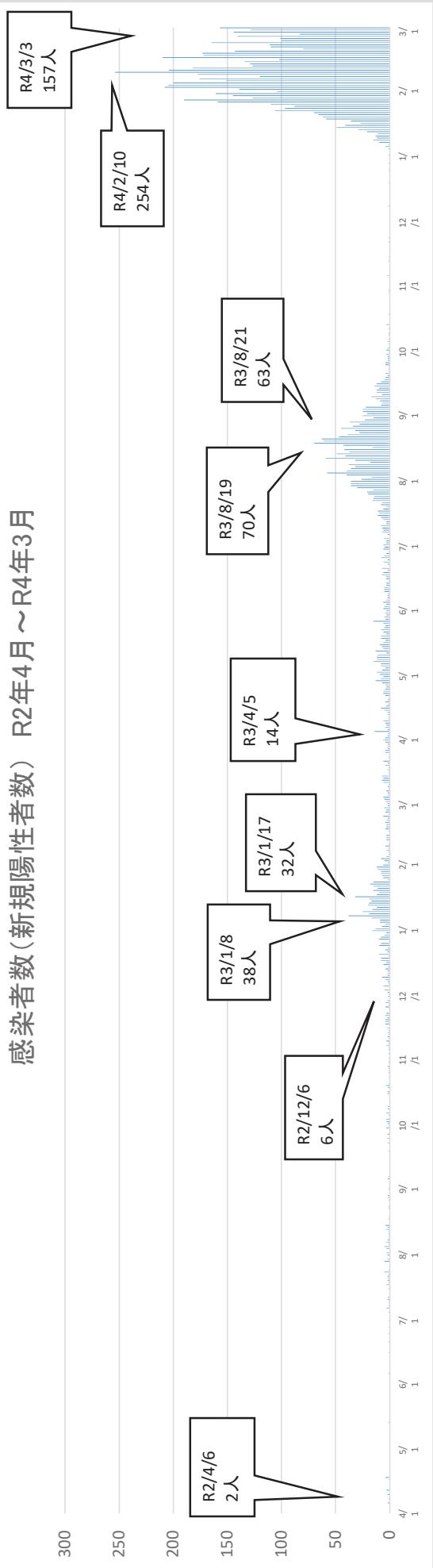
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	
新たな患者数	104	139	208	205	200	151	176	120	177	254	204	182	127	129	134	102	210	172	173	143	80	110	111	165	100	101	141	83			
患者数の累計	5066	5205	5413	5618	5818	5969	6145	6265	6442	6696	6900	7082	7209	7338	7472	7574	7784	7956	8129	8272	8352	8462	8573	8738	8838	8939	9080	9163			
退院等者数の累計	3799	3888	3995	4002	4211	4360	4511	4638	4795	4911	5007	5219	5431	5638	5797	5953	6089	6204	6415	6643	6855	7015	7106	7267	7342	7499	7692	7866			
入院・療養中の患者数	1267	1317	1418	1616	1607	1609	1634	1627	1647	1785	1893	1863	1778	1700	1675	1621	1695	1752	1714	1629	1497	1447	1467	1471	1496	1644	1388	1297			

【令和4年1月】

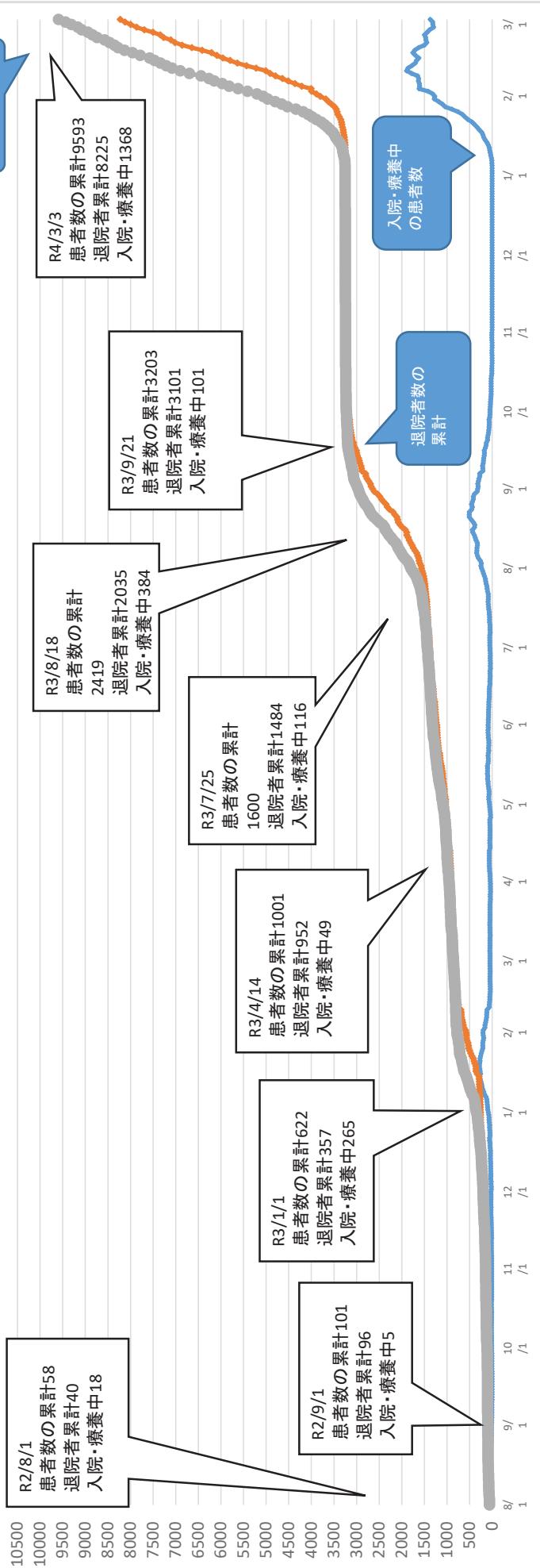
東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)			
新たな患者数	0	1	0	0	1	4	1	10	15	12	13	11	21	29	49	41	27	36	59	62	66	70	106	97	88	110	159	190	127	145	161		
患者数の累計	3251	3252	3253	3254	3255	3256	3257	3258	3259	3268	3283	3292	3308	3319	3340	3369	3418	3459	3486	3522	3581	3643	3709	3779	3885	3982	4070	4180	4339	4529	4656	4801	4962
退院等者数の累計	3250	3250	3251	3251	3252	3252	3252	3252	3252	3254	3255	3255	3256	3271	3281	3291	3297	3311	3320	3332	3348	3378	3413	3429	3450	3487	3555	3621	3681				
入院・療養中の患者数	1	2	2	2	3	6	7	16	31	43	56	65	85	111	155	188	205	231	284	332	389	447	537	604	657	751	889	1042	1101	1180	1281		

※2月28日に東京都から陽性者の人数の修正が発表され、立川市は1月分より2名が取り下げになりましたので、累計数の修正をしております。

感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R4年3月



感染者数(累計、退院等者数、入院・療養中者数) R2年8月～R4年3月



新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置

令和4年3月4日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区域

都内全域

(2) 期間

令和4年3月7日（月曜日）0時から3月21日（月曜日）24時まで

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の要請を実施

①都民向け

- ・不要不急の外出は自粛し、混雑している場所やつ時間を避けで行動すること
 - ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
- ### ②事業者向け
- ・施設の使用制限（営業時間の短縮等）
 - ・催物（イベン等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

（外出・移動等）

- 不要不急の外出(は自粛し、混雑している場所や時間を避け行動すること)
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動(は、自粛すること) (法第24条第9項)
ただし、「対象者全員検査」制度(※)を活用し、検査結果が陰性であつた場合を除く

※ 「対象者全員検査」制度

=緊急事態措置やまん延防止等重点措置等により東京都が人数制限等を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食店やイベント等における人数制限等を緩和することができる制度

（飲食店等の利用、会食等）

- 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
(法第31条の6第2項)
- 飲食店等の利用の際、同一グループの同一テーブルでの会食(は4人以内とすること)
(法第24条第9項)
- ただし、認証店において「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可とする
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用(は自粛すること) (法第24条第9項)

（その他）

- 「三つの密」の回避、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底すること (法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる者は、検査を受けること (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
集会場等 (第5号等)	食品衛生法における飲食店営業許可を受けている 結婚式場等	<ul style="list-style-type: none"> ●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける 「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に 掲示している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・以下の①又は②のいずれか一方とすること（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> ①営業時間：5時から21時までの間 酒類の提供・持込：11時から20時までの間 ②営業時間：5時から20時までの間 酒類の提供・持込：行わない ・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合 には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする ・認証基準を適切に遵守して営業すること（法第24条第9項） ●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおりとすること（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> 営業時間 酒類の提供・持込：5時から20時までの間 行わない ・同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）
遊興施設 (第11号)	食品衛生法における飲食店営業許可を受けている キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、 バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等の施設	<ul style="list-style-type: none"> ●カラオケ設備を提供している店舗 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の 消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること (法第24条第9項) ●上記の店舗に共通の要請 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、 バー（接待や遊興を伴わないもの）等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none">●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること（法第24条第9項） (「3 (3) イベントの開催制限」参照)
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none">●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	<ul style="list-style-type: none">●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none">●従業員に対する検査の勧奨●入場をする者の整理等●発熱等の症状のある者の入場の禁止●手指の消毒設備の設置●事業を行う場所の消毒●入場をする者に対するマスク着用周知●感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）●施設の換気●会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）●業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーブルパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカジノ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー・銭湯、ネイルサロン、エスティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの要請

(2) その他の施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	対応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に關する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること（法第24条第9項） ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの要請

(3) イベントの開催制限

- イベント（※1）主催者等は、以下の規模要件に沿ったイベントを開催すること（法第24条第9項）

施設規格 イベント 類型	施設の収容定員（※3）		
5,000人以下の施設	5,000人超 ～10,000人の施設	10,000人超 ～20,000人の施設	20,000人超の施設
大声なしの イベント の場合 (※2)	収容定員まで 入場可	「感染防止安全計画」（※4、※5）を策定した場合 → 収容定員まで入場可	5,000人まで入場可 ① 「感染防止安全計画」（※4、※5）を策定した場合 → 20,000人まで入場可 ② ①に加え、「対象者全員検査」制度を活用し、 20,000人を超える人数について陰性の検査結果を 確認した場合 → 収容定員まで入場可
大声ありの イベント の場合 (※2)	収容定員の半分まで入場可		5,000人まで入場可

※1 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む

※2 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発するなどを
積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

※3 収容定員が設定されていない場合

- ・大声ありのイベント：十分な人ととの間隔（できれば2m、最低1m）を確保
 - ・大声なしのイベント：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保
- ※4 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ
- ※5 参加人数が5,000人超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用すること（法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインを遵守すること（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請

(4) 職場への出勤等

- 職場での基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
 - 職場への出勤について、業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進すること（法第24条第9項）
 - 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行つ事業者及びこれらの業務を支援する事業者（※）においては、事業の特性を踏まえ、BCP（事業継続計画）を策定済みの場合は、その再点検を行い、未策定の場合は、早急に策定するよう協力を依頼
- ※国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者
- 例：医療関係者（病院、薬局等）
生活支援関係事業者（介護老人福祉施設、障害者支援施設等）
インフラ運営関係（電力、ガス等）
飲食料品供給関係（飲食料品の流通・ネット通販等）
生活必需物資供給関係（家庭用品の流通・ネット通販等）
金融サービス（銀行、クレジットカードその他決済サービス等）
物流・運送サービス（鉄道、バス、航空、郵便等）等

新型コロナワクチン接種について

I 接種実績（初回・追加接種） ※令和4年2月28日（月）現在

	人口	接種回	接種人数	接種率
65歳以上の方	45,506	1回目	42,186	92.7%
		2回目	42,010	92.3%
		3回目	20,673	45.4%
12～64歳の方	121,515	1回目	103,973	85.6%
		2回目	102,742	84.6%
		3回目	7,516	6.2%
確認中	—	1回目	1,033	—
		2回目	923	—
		3回目	63	—
全体	184,577	1回目	147,192	79.7%
		2回目	145,675	78.9%
		3回目	28,252	15.3%

※VRS（ワクチン接種記録システム）に基づいた数値で、実際の数とは2週間程度のタイムラグがある。

【参考1】 市独自集計接種実績（追加接種） ※令和4年2月28日（月）現在

	人口	接種人数	接種率	ファイザー社 ワクチン予約	モデルナ社 ワクチン予約
65歳以上の方	45,506	30,280	66.5%	18,227	12,053
12～64歳の方	121,515	13,105	7.8%	3,583	9,522
全体	184,577	43,385	21.6%	21,810	21,575

II 追加接種（3回目接種）

1 追加接種予約状況（令和4年2月28日時点）

	全体	ファイザー社	武田/モデルナ社
接種券送付対象者数	約118,000人	—	—
追加接種可能枠数	約78,000枠	33,000枠	約45,000枠
既予約数	約60,500人	30,500枠	約30,000人
予約率	77.6%	92.4%	66.7%

※予約期間：令和4年1月20日～3月16日までの集計

2 追加接種に利用するワクチン種別と供給量（令和4年2月14時点）

ファイザー社	約79,000人分
武田/モデルナ社	約80,000人分
合計	約159,000人分

※令和4年4月初旬までに供給予定のワクチン数

3 集団接種（予定）

接種会場	日程	時間
ホテルエミシア東京立川	3月5日（土）、6日（日）	土曜日 14:00～17:00 日曜日 9:00～12:00 日曜日 13:00～16:00
女性総合センター	3月7日（月）、11日（金）、 14日（月）～16日（水）、18日（金）	18:00～21:00

※3月6日（日）に予定しているホテルエミシア東京立川、また女性総合センターでの集団による接種は、予約なしで接種可能（接種券又は接種記録書及び身分証明書は必要）

III 小児（5歳から11歳）接種

1 対象者

新たに5歳になる幼児から11歳の児童（約10,500名）

※1回目の接種後12歳になった場合であっても1回目と同様小児用のワクチンを接種

2 接種券送付

送付予定日：令和4年3月14日（月）

3 接種体制

（1）集団接種

市内小児科等の医療機関の協力により、以下の通り実施予定。

接種会場	日程	時間
立川市役所 302会議室他	3月13日（日）、26日（土）、27日（日）、 4月3日（日）、16日（土）、24日（日）	土曜日 14:00～17:00 日曜日 9:00～12:00 日曜日 13:00～16:00

※3月13日（日）に予定している集団接種の申込は、接種券到着前のため電話受付とする。

（3月3日（木）現在：接種予約者数110名、受付可能数600名）

（2）個別医療機関での接種

市内小児科等の医療機関と調整中。3月下旬から接種開始予定。

（3）小児接種に係る周知

3月7日（月）以降、教育委員会との連携により市内小学校の保護者を対象としたメールを利用して周知を予定。

立川市における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針（改定）

本市では、市の公共施設において施設利用者又は従事する職員等に感染者が発生した場合は、公表内容等を定めた「市の公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針」（第33回新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和2年7月20日）に従つて運用してきた。同方針を見直し、今後は下記の方針に基づき公表する。

なお、本方針については、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行う。
※本方針で定める「従事する職員等」には、指定管理者及び委託事業者を含む。

1 公表の目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表要件

市の公共施設において施設利用者又は従事する職員等が感染し、以下に該当する場合に公表する。

- (1) 同一部署における短期間での集団感染（5人程度）や窓口等で不特定多数の市民等と濃厚接触する機会のあった職員が感染した場合
- (2) 感染の発生によって施設の閉鎖や事業の停止、縮小等の措置が必要になった場合
- (3) その他市民生活・行政運営に著しい影響があると考えられる場合

3 公表方法

市ホームページにおいて公表する。特に市民サービスなどの影響が大きいと考えられる場合は、市ホームページに加えて、プレスリリース等を行う。

なお、公表前には、議会クラウドに掲載する。

4 公表内容

市職員等、市が関係する事業又は市の公共施設で感染が発生した場合は、下記の内容を公表する。

- (1) 感染者の所属部局、勤務場所など
- (2) 感染者の最終出勤日、感染判明日など
- (3) 公衆衛生上の対策（施設閉鎖等）

なお、公表内容の詳細については案件ごとに個別に判断するが、感染者が特定される恐れがあり、人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことがある。

＜以下の公表内容は例示＞

罹患者	施設利用者又は従事職員等
公表内容	<ul style="list-style-type: none">・ 感染者が発生した施設等及び利用者と従事職員等の別・ 感染者が当該施設等を利用した期間及び施設等の箇所・ 感染に対する公衆衛生上の対応（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など） <p>※ 感染者への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないよう、人権上の配慮を市民に依頼する。</p>

保育施設における臨時休園の判断目安及び公表の方針について

○臨時休園について

学校や学童保育所では基本的な感染症対策により、原則休業は行わないが、保育所等では密な状態は避けられない等、感染症対策は困難であることから、感染拡大防止のため休園(一部休園)を行っている。

これまで「学校、保育園及び学童保育所における臨時休業の判断に関する基本的な考え方」(令和3年8月26日本部決定)により、休園の判断を行ってきたが、令和4年2月発出の厚生労働省通知(Q&A第十三報)において、「感染拡大状況下においても、保育所等は社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者」として「原則開所」が示されており、「臨時休園の判断は、地域の感染状況や保育の提供状況等を踏まえ、施設の設置者にも状況を確認のうえ、市区町村として最終判断すること、休園する場合でも、できる限り休園の範囲と期間を限定できるよう、都道府県の保健衛生部局等と連携の上検討をすること」と示された。

のことから、立川市においては、臨時休園等の判断目安を下記の通りとし、多摩立川保健所と立川市医師会小児部会と連携し、臨時休園等について決定する。

臨時休園期間の目安	<p style="text-align: center;"><u>感染者の最終登園(出勤)日の翌日から5日間(土日祝日含む)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当初の休園期間中に、感染の可能性のある集団で、新たな感染者が確認された場合等は、<u>休園期間を延長する</u>。 感染の程度によっては、<u>休園期間を短縮する</u>。 保育環境や保育内容等により、感染拡大が懸念される場合は、当初から<u>7日間の休園期間</u>で調整する。 検査実施後、陽性判明まで数日かかり、上記の目安が当てはまらない場合等は別途調整する。
対象クラスの目安	<p style="text-align: center;"><u>感染の可能性のある集団</u> (例:在籍クラス、学年、朝夕の預かり時間の集団等)</p> <ul style="list-style-type: none"> クラスを超えての感染や、多数の感染が確認された場合等、感染拡大の程度によっては、<u>複数クラスや全クラスの休園も含め調整する</u>。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保健所による疫学調査が実施された場合は、正式な対応として変更する。 保育環境や保育内容が異なるため、協議による休園の範囲や期間は、施設により異なる。 施設内に感染者が発生しても、感染対策が徹底され、施設内に濃厚接触候補者がいないと確認された場合は、臨時休園を必要としない。

なお幼稚園については、令和4年1月の文科省ガイドライン等に基づき、「5日程度」の休業期間が示されていることから、感染発生時には市へ報告を受け、ガイドラインに従って設置者による対応とする。

○公表について

感染者発生時の公表については、改定後の立川市公表方針とは取り扱いを別とし、保護者等の関心も高いことから、感染人数の総数と休園施設数とする。公表については学童保育所も同じ扱いとする。

・公表項目

感染が判明した総人数 保育所等、幼稚園、職員、園児の別

休園の施設数 一部休園と全部休園の別

・公表方法

市 HP 掲載【ホーム>健康・福祉>新型コロナウイルス感染症>子どもに関する情報>保育園・幼稚園等>保育園・幼稚園等における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況】

2 小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について
(令和4年2月25日～3月8日公表分)

単位:人

感染確定日	小学校		中学校		計
	児童	教職員	生徒	教職員	
2月23日(水)	1				1
2月24日(木)	6	1	2		9
2月25日(金)	25		2		27
2月26日(土)	10		2		12
2月27日(日)	6		2		8
2月28日(月)	37	4	4		45
3月1日(火)	27		3	2	32
3月2日(水)	16	1	5	1	23
3月3日(木)	16		2		18
3月4日(金)	27	1	2		30
3月5日(土)	13		2		15
3月6日(日)	4			1	5
3月7日(月)	31	1	2	1	35
3月8日(火)	23		2		25
合計	242	8	30	5	285